

# 緊急通報システム(ホットライン119)とは?

自宅で急病や火災、ガス漏れなどの緊急事態が発生したとき、押しボタン付きの緊急通報装置や無線発信機、火災センサー等により、消防防災指令センターへ自動通報し、救急車や消防車を速やかに出動させるシステムです。



## 緊急通報装置

様態確認インターホン内蔵

緊急通報装置本体の緊急ボタンを押したり、無線発信機や火災センサーからの緊急信号を受けて、消防防災指令センターへ自動通報するとともに、装置本体を通して消防防災指令センターとお話ができます。



## 無線発信機

ボタンを押すだけでOK、  
誰にでも使えます。

無線発信機本体の緊急ボタンを押すだけで、緊急通報装置本体に緊急信号を送ります。



## 火災センサー

煙・熱・ガス漏れ

室内の火災・ガス漏れを感知し、自動で緊急通報装置本体に緊急信号を送ります。眠っている時や留守の時でも、消防防災指令センターへ自動通報しますので、火災の早期発見や被害の拡大防止に役立ちます。

## 旭川市緊急通報システム事業について

### 利用できる条件

旭川市内に居住し、**固定電話回線がある方**。  
(アナログ回線以外をご利用の場合、一部ご利用いただけない場合があります。)

### 通報機器の貸与を受けられる方(特定利用者)

次の要件に当てはまる方は、旭川市から通報機器の貸与を受けて利用することができます。

- ①一人暮らしで65歳以上の身体虚弱で機敏に行動できない方
- ②一人暮らしで身体に重度の障害のある方(1~3級)で機敏に行動できない方
- ③一人暮らしで突発的に生命の危険をもたらすおそれのある慢性疾患のある方
- ④65歳以上のみの世帯で寝たきりの状態である方
- ⑤特定の地域に居住する75歳以上のみ世帯の方  
(江丹別町・柏木・緑台・東山・新開の全地域及び東旭川町・西神楽・神居町・東鷹栖の一部地域)

なお、生計維持者(世帯員のうち所得金額が一番高い方)が市民税課税者である場合、利用開始時に1回のみ所得に応じた金額を負担していただきます。

### 通報機器を自費で利用する方(一般利用者)

自費で通報機器を購入し、ご利用いただけます。  
(この場合、維持管理費も利用者の負担となります。)  
なお、特定利用者の要件に該当する場合に利用者の区分を変更することができます。

### 助成する制度があります(一般利用者)

次の要件に当てはまる場合、**購入・設置費用の1/3(40,000円を限度)**を助成する制度があります。(各年度助成件数に限りがあります。)

- ①一人暮らしで65歳以上の方
- ②65歳以上の身体虚弱な方が属する世帯
- ③身体に重度の障害のある方(1~3級)が属する世帯

### 申込方法

消防本部指令課・各消防署等にある利用申請書に必要事項を記入し、同課にご提出いただくか、電話・ホームページ・右記の2次元コードからもお申込みが可能です。



お問い合わせ先

TEL 74-3523 FAX 33-0315

旭川市消防本部 指令課 ホットライン担当(旭川市東光27条8丁目 旭川市総合防災センター3階)

